

第32条

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する

第45条-2

当該特定都道府県知事が、定める期間において（中略）学校、社会福祉施設、興行場などに対し、当該施設の使用の制限若しくは停止などの措置を講ずるよう要請することができる

第45条-3

施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じない時は、特定都道府県知事は、（中略）当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる